

「タスク副業」で報酬が！？

スキマ時間を使って副業をしようと、SNS を閲覧中に見つけた副業サイトで「いいね」を押すだけ」「スクリーンショットを撮って送るだけ」等簡単な副業を始め少額報酬を貰えたが、高額報酬を得るには振り込みを指示され振り込んだが、高額報酬は得られなかったという相談が増加しています。

【事例】 士別市 30 歳代 男性

SNS を閲覧中、イヤホンを組立て梱包郵送すると 700 円が貰える副業の広告が出てきた。広告を開くと広告自体に ID が貼り付けてあり、事業者と友達になったあと日給 3 千円から 3 万円の仕事を紹介された。興味があることを伝えると「動画を見ながらスクショを撮って送信するだけで、1 件あたり 100 円から 800 円程度稼げる」と説明された。練習用の動画の視聴中にスクショし、送信すると QR コード決済で 100 円の報酬が貰えた。次の課題もクリアすると正式な課題グループに招待され収益を上げるために追加のアプリ登録が必要と説明があり登録した。その後、より高額報酬を得るための条件を提示され 5 千円、1 万円、3 万円、15 万円、21 万円の計 5 回、毎回違う個人名義口座に振り込んだ。後日、最終的に出金できないといわれた。テレビで同じ詐欺について放送していたので警察に相談すると、消費者センターに行くように言われた。

【ひとこと助言】

- 「簡単に稼げる」を信用しないようにしましょう。
 - 個人名義口座には簡単にお金は振り込まないようにしましょう。
 - 具体的な仕事内容を一切明らかにせず、インターネット上で販売される「副業」の「マニュアル」等の情報商材を購入すれば、簡単な作業を短時間するだけで誰でも 1 日数万円稼ぐことができる、ということはまずあり得ません。
 - 初期費用について、最初は一切掛からないなどと勧誘していたにもかかわらず、後から「マニュアル」等の購入費用が掛かる説明を受け「マニュアル」を見た消費者が最初に説明されていた「副業」の内容と異なることを理由にキャンセルを申し出ても、キャンセルできないと主張し、代金を支払わせようとすることもあります。事業者の説明に事実と異なる点があったり、事業者の説明に違和感がある場合は注意しましょう。
- トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

